

広島市規則第73号

令和7年12月25日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中

学校給食センター	所長	教育委員会事務局学校 教育部健康教育課長
----------	----	-------------------------

を

学校給食センター	所長	教育委員会事務局学校 教育部健康教育課長
安佐北食育交流センター	所長	教育委員会事務局学校 教育部健康教育課長

に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月7日から施行する。